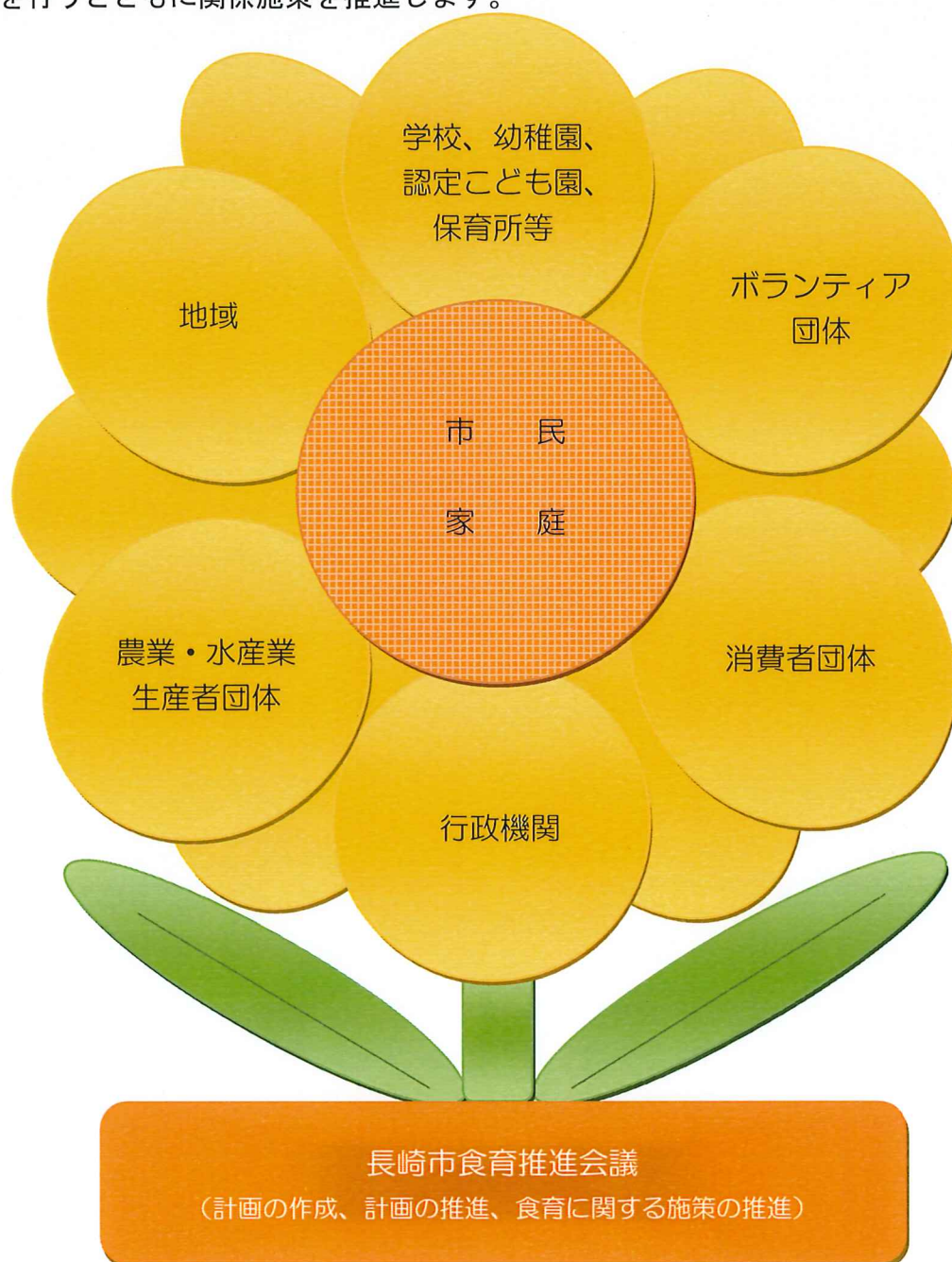


## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

食育基本法第33条第1項の規定に基づき、長崎市食育推進会議条例で設置された「長崎市食育推進会議」において、長崎市の食育推進計画を作成し、計画の実施を推進します。当該会議では、食育に関する重要事項についての審議、食育に関する施策の実施を推進します。

また、市の関係課、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所等、地域、生産者団体、消費者団体、ボランティア団体等と連携、協働を図りながら食育推進の環境づくりを行うとともに関係施策を推進します。



## 2 庁内推進体制

食育推進に関する施策は、広範多岐にわたっています。本計画を着実に推進していくために、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価、再調整など継続的な取組みを行います。

また、必要に応じ、食育庁内課長会議を開催し、事業の調整や計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

## 3 実効性の確保

本計画は国の食育推進基本計画に掲げられた数値目標を基本としつつ、本市の実情に合わせた食育の推進に実効性を持たせるための目標を設定しています。

また、この計画は本市各課でそれぞれ個別計画として策定された事業内容と整合性を図った形で策定していることから、数値目標もそれらの計画と共有している項目があります。

このため、それぞれ個別計画の進捗状況の把握や市民の意見の聴取などを行いながら総合的な成果を把握し、進行管理に反映させていきます。

## 4 事業の実施及び目標の達成

本計画に掲載する事業については、計画期間中において実施に努めるもののほか、事業自体の検討や実施方法の検討を行うものなども盛り込んでいます。

事業の計画的な推進にあたっては、本市の財政状況等も踏まえながら、市民ニーズの変化や事業の費用対効果などを考慮して優先順位を見極め、効率的・効果的に事業を推進していきます。

## 5 住民・関係団体等との協働体制

食育推進の取組みは、住民・関係団体等の参画と実践が必要です。

本計画を策定した「長崎市食育推進会議」には、関係団体及び市民代表など、さまざまな立場の委員が参画しています。このことから、当会議へ計画の進捗状況を報告し、施策・事業の評価、円滑な実施に向けての提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、住民・関係団体等との協働により推進します。

## 6 計画の公表・進行管理

家庭、学校、地域、事業所などで市民等の主体的・積極的な取組みを推進するため、広報紙やホームページへの掲載などにより本計画の周知に努めます。また、本計画の

推進状況を定期的に公表します。

## 7 調査研究

市民ニーズ、社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため、先進事例の研究など必要に応じて調査研究に取り組んでいきます。